

「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の『学びの場』」

今回は、「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の『学びの場』」をテーマに、義務教育段階の学びの場についてお伝えします。それぞれの学びの場の特徴や学びの場の変更については、幼児児童生徒や保護者の方と関わる方に知っておいていただきたい内容です。



少

支援の内容・程度

多

小学校・中学校	通常の学級	・個別の教育的支援や配慮を受けながら、通常の学級で学習します。
	通級による指導	・通常の学級での学習を基本とし、時々別の教室や学校で障がいによるつまずきや困難等を改善・克服するための学習をします。 ・所定の手続きで教育委員会が利用を決定します。また、通級による指導での学びを通常の学級の担任と連携し、日常生活で生かせるようにします。
	特別支援学級	・障がいに対応した学級に在籍し、個別の教育的支援や配慮を受けながら特別の教育課程で学習します。特別支援学級で各教科等の授業や自立活動、交流学級で交流及び共同学習に取り組みます。複数の学年で学級編制される場合もあります。
特別支援学校 (小学部・中学部)	・視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒が対象です。入学の目安として障がいの程度が示されています。(学校教育法施行令22条の3) ・児童生徒が障がいを改善・克服し、自立と社会参加に向けて学ぶために設置された学校です。 ・学習内容は知的障がいの有無により大きく二つに分かれ、知的障がいを伴わない児童生徒は小・中学校の通常の学級に準ずる学びをします。知的障がいがある児童生徒は、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等を学びます。 ・すべての児童生徒が個別の教育的支援を受けながら学びます。 ・発達障がい(自閉症やADHD、学習障がい等)のみのお子さんは、入学の対象とはなりません。	
【共通点】		・児童生徒一人一人の教育的ニーズを整理し、適切な指導と必要な支援を行うこと。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、実態に応じた支援を受けながら学習します。また、本人の成長や障がいの状態の変容により教育的ニーズも変化します。それに伴い、必要な支援も変わるため、教育的ニーズに適した学びの場を、変化や成長に応じて定期的に検討したうえで、見直していくこともあります。

現在の学びの場で、合理的配慮や個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく個に応じた適切な指導・支援が行われているか、児童生徒の教育的ニーズの変化を適切に把握しているか、そしてそれらを日常的に保護者と情報共有しているかが大切です。

